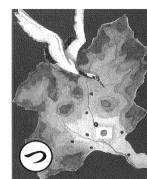




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年5月28日(金) 第9904号

目次

	ページ
告 示	
○公文書開示の実施状況(県民活動支援・広聴課)	2
○個人情報保護条例の運用状況(同)	6
公 告	
○肥料の登録事項に係る変更届出(技術支援課)	8
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧(都市計画課)	9
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧(同)	9
○同	9
労働委員会告示	
○地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定	9
収用委員会公告	
○収用の裁決手続の開始決定	10
正 誤	
○令和3年5月18日付け公告(建築課)	11

■ 告 示

◎群馬県告示第177号

群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第39条の規定により、令和2年度における公文書の開示等についての実施状況を次のとおり公表する。

令和3年5月28日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分		請 求
請 求 先	県庁	302
	地域機関等	799
請 求 件 数		1,101

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者191件、県内に事務所を有する団体463件、県外に住所を有する者239件及び県外に事務所を有する団体208件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	2年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不 存 在 等 件 数
		開 示 (うち即日開示)	部分開示	非 開 示	
2年度	7,975	7,280 (425)	690	5	158
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況

(単位：件)

審査請求		処 理 の 内 容					
繰 越 件 数	請 求 件 数	裁 決				取 下 げ	審 査 中
		却 下	棄 却	一 部 認 容	認 容		
5	42	14	5	0	0	0	28

2 議会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
議 会	17

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者15件、県内に事務所を有する団体1件及び県外に事務所を有する団体1件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	2年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不 存 在 等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
2年度	4	3	1	0	14
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

3 教育委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
教育委員会	55

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者14件、県内に事務所を有する団体18件、県外に住所を有する者13件及び県外に事務所を有する団体10件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	2年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不 存 在 等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
2年度	160	82	76	2	21
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況

(単位：件)

審査請求		処 理 の 内 容					
繰 越 件 数	請 求 件 数	裁 決				取 下 げ	審 査 中
		却 下	棄 却	一 部 認 容	認 容		
0	1	0	0	0	0	0	1

4 選挙管理委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
選挙管理委員会	9

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者2件、県内に事務所を有する団体2件及び県外に住所を有する者5件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	2年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不 存 在 等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
2年度	144	23	121	0	6
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

5 人事委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数 0件

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数 0件

(3) 審査請求の状況 なし

6 監査委員が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数 0件

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数 0件

(3) 審査請求の状況 なし

7 公安委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数 0件

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数 0件

(3) 審査請求の状況 なし

8 警察本部長が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
警察本部長	143

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者89件、県内に事務所を有する団体18件、県外に住所を有する者9件及び県外に事務所を有する団体27件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	2年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不 存 在 等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
2年度	592	213	379	0	53
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況

(単位：件)

審査請求		処 理 の 内 容					
繰 越 件 数	請 求 件 数	裁 決				取下げ	審査中
		却 下	棄 却	一 部 認 容	認 容		
2	6	0	2	0	0	0	6

9 労働委員会が管理する公文書

- (1) 公文書の開示の請求件数 0件
- (2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数 0件
- (3) 審査請求の状況 なし

10 収用委員会が管理する公文書

- (1) 公文書の開示の請求件数 0件
- (2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数 0件
- (3) 審査請求の状況 なし

11 内水面漁場管理委員会が管理する公文書

- (1) 公文書の開示の請求件数 0件
- (2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数 0件
- (3) 審査請求の状況 なし

12 企業管理者が管理する公文書

- (1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
企業管理者	35

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者2件、県内に事務所を有する団体6件、県外に住所を有する者4件及び県外に事務所を有する団体23件である。

- (2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	2年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不 存 在 等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
2年度	202	164	38	0	4
繰 越	—	—	—	—	—

- (3) 審査請求の状況 なし

13 県が設立した地方独立行政法人が管理する公文書

- (1) 公文書の開示の請求件数 0件
- (2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数 0件
- (3) 審査請求の状況 なし

1.4 住宅供給公社が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
住宅供給公社	6

注 請求者の内訳は、県内に事務所を有する団体3件及び県外に事務所を有する団体3件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	2年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不 存 在 等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
2年度	6	6	0	0	0
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

◎群馬県告示第178号

群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。）第35条の規定により、令和2年度における条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和3年5月28日

群馬県知事 山 本 一 太

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位：件)

実施機関名	登録件数
知事	1,953 (45)
議会	39
教育委員会	199 (3)
選挙管理委員会	21
人事委員会	20
監査委員	10
公安委員会	5
警察本部長	167
労働委員会	13

収用委員会	7
内水面漁場管理委員会	5
企業管理者	20
県が設立した地方独立行政法人	67
合 計	2,526 (48)

注 括弧内は、特定個人情報を取り扱う事務の内数である。

2 開示請求件数、訂正請求件数及び利用停止請求件数

(1) 開示請求件数

(単位：件)

実施機関名	書面による請求	口頭による請求	合計請求件数
知事	43	84	127
教育委員会	8	4,070	4,078
人事委員会	0	168	168
労働委員会	1	0	1
警察本部長	128	0	128
県が設立した地方独立行政法人	0	122	122
合 計	180	4,444	4,624

注1 他の実施機関については、開示請求なし。

2 口頭による開示請求については、令和3年3月末日までに開示期間が開始したものを対象とし、開示請求件数については、当該期間満了までの件数とした。

(2) 訂正請求件数 0件

(3) 利用停止請求件数 0件

3 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する処理の内容

(1) 開示請求に対する処理内容

(単位：件)

区 分	書面による請求	口頭による請求	合 計
開 示 請 求	180	4,444	4,624
処 理 内 容	開 示 決 定	4,444	4,502
	部 分 開 示 決 定	0	178
	非 開 示 決 定	0	1
	不 存 在 決 定 等	0	12

取	下	げ	3	0	3
---	---	---	---	---	---

注1 一つの開示請求について、複数の決定処分を行う場合があるので、処理内容の合計件数と開示請求の件数は、一致しない場合がある。

2 不存決定等には、拒否決定及び条例第15条の規定による存否を明らかにしない決定を含む。

- (2) 訂正請求に対する処理内容 なし
- (3) 利用停止請求に対する処理内容 なし

4 審査請求の状況

(単位：件)

審査請求		処理の内容					
繰越請求 件数	請求 件数	裁 決				取下げ	審査中
		却下	棄却	一部 認 容	認 容		
1	1	0	0	0	1	0	1

■ 公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に係る変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和3年5月28日

群馬県知事 山本 一 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の名称	変更年月日	変更事項	新	旧
群馬県登録第1001号	炭酸カルシウム肥料	53.0 炭酸カルシウム肥料	白石工業株式会社	令和3年4月1日	生産業者の住所	大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号	大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番4号
群馬県登録第1002号	消石灰	60.0 消石灰	白石工業株式会社	令和3年4月1日	生産業者の住所	大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号	大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番4号
群馬県登録第1021号	消石灰	65.0 消石灰	白石工業株式会社	令和3年4月1日	生産業者の住所	大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号	大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番4号
群馬県登録第1022号	炭酸カルシウム肥料	55.0 炭酸カルシウム肥料	白石工業株式会社	令和3年4月1日	生産業者の住所	大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号	大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番4号
群馬県登録第1025号	副産石灰肥料	55.0 副産石灰	白石工業株式会社	令和3年4月1日	生産業者の住所	大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号	大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年5月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画用途地域 赤生田地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和3年4月16日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び館林市都市建設部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年5月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 赤生田地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和3年4月16日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び館林市都市建設部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年5月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 邑楽南地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和3年5月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び邑楽町都市建設課

■ 労働委員会告示

◎群馬県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、群馬県病院局の職員が結成し、又は加入する群馬県病院局職員労働組合について、群馬県病院局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を令和3年5月13日次の表のとおり認定した。

なお、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定の告示（平成30年群馬県労働委

員会告示第2号)は、廃止する。

令和3年5月28日

群馬県労働委員会会長 清水 敏

県 庁	病院局長、参事、課長、看護主監、次長、看護人材支援専門官、総務係長、職員係長、財務係長、病院改革・DX推進係長及び人事又は労働関係の事務を担当する職員
専門機関	院長、副院長、院長補佐、医監、医療局長、健康指導局長、総合周産期母子医療センター長、総合周産期母子医療センター副センター長、看護部長及び副看護部長並びに事務局長、事務局次長及び総務課長

■ 収用委員会公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用裁決手続の開始を次のとおり決定した。

令和3年5月28日

群馬県収用委員会会長 戸所 仁 治

- 1 起業者の名称 群馬県
- 2 事業の種類 吉井都市計画道路事業3・3・3号矢田岩崎線
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

群馬県高崎市吉井町吉井川字田島

地番	地目		地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定する面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
305番	雑種地	雑種地	531	531.04	239.88
306番	雑種地	雑種地	573	573.01	573.01

収用の裁決手続の開始を決定する土地の区域は、別図(図面省略)のとおりである。

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
伊東昭八	群馬県高崎市吉井町矢田412番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社親広産業	群馬県高崎市中豊岡町205番地8	賃借権
東京電力パワーグリッド株式会社高崎支社	群馬県高崎市宮元町1番地2	使用借権

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和3年5月21日

■ 正 誤

○公告正誤

令和3年5月18日付け公告(開発工事の完了)

発行番号	ページ	行	誤	正
号外第4号	2	11	栗原弘樹	栗原弘樹

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111